

※各センターを記号で表示しています

乳幼児健診（受付時間 13:10～14:00）※12:00から受付名簿を出し、13:10から順にお呼びします。

健 診 名	対象児の生まれ	と き ・ と こ ろ		持 ち も の
		11 月	12 月	
4か月児健診	平成19年6月	ひ 16日(金)		母子健康手帳、質問票
	平成19年7月	ひ 16日(金) 浅 28日(水) 浅 25日(火)		
	平成19年8月		長 19日(水) 浅 25日(火)	
10か月児健診	平成18年12月	浅 27日(火)		母子健康手帳、質問票、 歯ブラシ、コップ
	平成19年1月	長 19日(月) 浅 27日(火) ひ 21日(金)		
	平成19年2月		長 12日(水) ひ 21日(金)	
1歳8か月児健診	平成18年3月16～31日	長 15日(木)		母子健康手帳、質問票、 歯ブラシ、コップ
	平成18年4月1～15日		長 10日(月)	
	平成18年4月16～30日		長 11日(火)	
2歳8か月児健診	平成17年4月1～15日		長 6日(木)	母子健康手帳、質問票、 歯ブラシ、コップ、尿
	平成17年4月16～30日		長 7日(金)	
3歳8か月児健診	平成16年4月1～15日		長 3日(月)	母子健康手帳、質問票、 歯ブラシ、コップ、尿
	平成16年4月16～30日		長 4日(火)	

※4か月児健診・10か月児健診は、居住地域別に指定の会場で実施していますが、その他のセンターで受けられる場合は、2日前までにお住まい地域のセンターまでご連絡ください。

妊婦・乳幼児相談（受付時間 9:30～11:00）妊娠中の心身の悩み、おっぱいの悩み、お子さんの発育・発達・予防接種・離乳食の悩みなど

と こ ろ	と き	相 談 員
長浜市保健センター	11月26日(月)	保健師、助産師、看護師、 栄養士、歯科衛生士など
	12月20日(木)	
浅井健康管理センター	11月20日(火)	保健師
	12月5日(水)	保健師・栄養士
びわ保健センター	12月7日(金)	保健師

※2日前までに長浜市保健センターへお申込みください。

集団予防接種（受付時間 13:10～14:30）※12:00から受付名簿を出し、13:10から順にお呼びします。

予防接種名	対象・接種方法	と き ・ と こ ろ	持 ち も の
BCG (結核)	生後3か月から6か月未満 ※接種期間が短いので、三種混合やポリオの予防接種より先に受けましょう。	長 11月30日(金) 長 12月17日(月)	母子健康手帳、体温計、予診票(すこやか手帳内の予診票をお使いください。)

個別予防接種

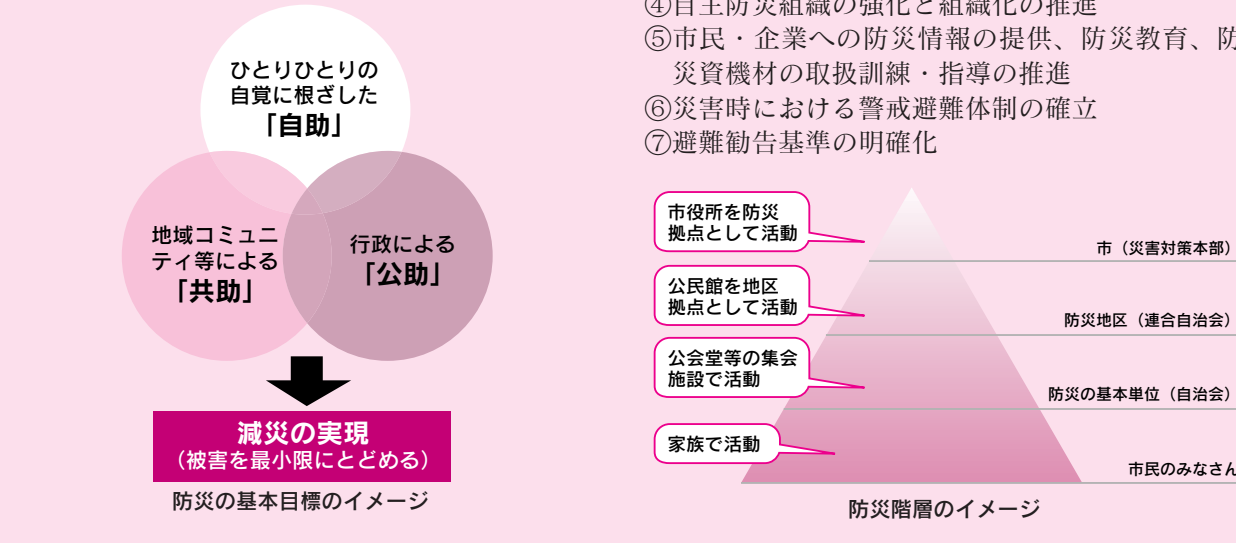
予防接種名	対 象 ・ 接 種 方 法	持 ち も の
三種混合 (ジフテリア 破傷風 百日せき)	生後3か月～90か月(7歳6か月) 未満 1 期初回：3～8週間までの間隔で3回接種(接種間隔を守りましょう。) 1 期追加：1 期初回の3 回目終了後、約1 年後に1 回接種	母子健康手帳、保険証
麻しん 風しん	1 期：生後12か月～24か月(2 歳) 未満 2 期：平成13年4 月2 日～平成14年4 月1 日生まれ 混合ワクチンの接種：1 期1 回 2 期1 回	

※予約が必要です。直接医療機関にご予約ください。※料金無料(年齢が対象外の人は実費)
※実施医療機関等詳しくは、『平成19年度長浜市健康づくり日程表』をご覧ください。

長浜市地域防災計画(素案)にご意見を 募集締切り：12月14日(金)<必着>

市では、合併後の新市における地域防災計画について、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、「長浜市地域防災計画」(素案)を策定しました。みなさんのご意見をお聞かせください。

地域防災計画では 市民や事業所の皆さんの生命、身体および財産を災害から守るため、すなわち「市民とつくる災害に強いまち ながはま」を実現するために、市や関係機関、市民および事業所のみなさんが果たすべき責務と役割について定めています。



長浜市平和都市宣言(案)にご意見を 募集締切り：12月7日(金)<必着>

市では、平成19年第3回定例会市議会において、「長浜市非核平和都市宣言に関する決議」が全会一致で議決されたのを受け、「長浜市平和都市宣言」(案)を策定しました。全文を掲載しますので、みなさんのご意見をお聞かせください。

◆「長浜市平和都市宣言」(案)

わたしたちのまち長浜には、緑の山々や母なる湖に抱かれた美しい自然と、先人が築いてきた尊い歴史や薫り高い文化があります。この郷土を守り、一人ひとりがいきいきと活躍できる住みよいまちを築き、平和で豊かに暮らしていくことは、わたしたちの願いです。

しかし、この世界には、すべてを一瞬にして奪い去る核兵器が今なお存在し、戦争や紛争、貧困や人権の抑圧、環境破壊など平和を脅かす行為があとをたちません。

わたしたちは、次代を担う子どもたちの未来のために、平和で豊かな暮らしを引き継いでいくとともに、唯一の被爆国の国民として、あの惨禍を繰り返させないよう、核兵器の恐ろしさと被爆者の苦しみを世界中に強く訴え続けていかなければなりません。

わたしたち長浜市民は、憲法の平和理念にのっとり、非核三原則の堅持とあらゆる核兵器の廃絶を求め、すべての人々と手を取りあい、真の恒久平和を実現するため、ここに長浜市を「平和都市」とすることを宣言します。

【資料の閲覧場所】 総務課、各支所地域調整課、長浜市ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp>
【意見の提出方法】 指定の用紙(※平和都市宣言は任意)に住所・氏名・連絡先電話番号を明記の上、窓口を持参・郵送・FAXまたはEメールで下記までご提出ください。
【提出・お問合せ先】 〒526-8501 高田町12番34号 長浜市総務部総務課(☎☎6555、FAX☎4111)
Eメール：長浜市地域防災計画は bousai@city.nagahama.shiga.jp
長浜市平和都市宣言は soumu@city.nagahama.shiga.jp